

〈新刊紹介〉

山崎善弘著 『近世後期の領主支配と地域社会——「百姓成立」と中間層——』

(二〇〇七年十一月刊、二九〇頁、六八〇〇円、清文堂出版)

山形隆司

本書は、一九九〇年代より精力的に日本の近世地域史研究に取り組んでこられた山崎善弘氏の最初の論文集である。そして本書は、これまで自治的組織としての側面に偏って論じられてきた近世村落について、幕藩制国家の支配機構としての側面から捉え直そうとするものである。その際に、山崎氏が重視するのが中間支配機構で、近世後期には地主・豪農といった中間層が大庄屋や「取締役」などに任命され、彼らが領主支配を支える形で地域社会が成立していたとする。本書では、「取締役」制を主な分析対象とし、これを「支配実現のメカニズム」として分析している。全体は序章・あとがきと七章から構成され、その内容は以下の通りである。

序章—本書の課題と方法—

第一章 近世後期の領主支配と「取締役」制—大和・和泉・播磨の清水領知を中心に—

第二章 寛政改革と「取締役」制

第三章 寛政改革と地域支配構造の転換—惣代庄屋から「取締役」への政治的転化をめぐる—

第四章 社会政策の展開と「取締役」制

第五章 天保改革と「取締役」制

第六章 「取締役」の武士身分への編入

第七章 中間層と地域的公共性

あとがき

第一章では、本書が主なフィールドとする畿内・近国の御三卿清水領知の支配構造が分析される。そこで、御三卿領知が幕領に準じる性格をもち、清水領知の脆弱な支配組織を補完するために川口代官所と村役人の間に組合村の統括者として「取締役」が設置されたこと、「取締役」は触伝達や郡中入用割の他、社会の管理・運営を担ったことが明らかにされる。この章では、近世後期における大和・和泉・播磨の清水領知支配のメカニズムを分析する前提として、「取締役」の概要が示されるのである。

第二章では、「取締役」が寛政改革の政策の一環として創出されたもので、本来は村々の自主性によって制定される性格をもつ「組合村議定」も和・泉・播の清水領知では領主支配を徹底させるためのもの

として領主の管理下に置かれたとされる。清水領知は寛政七年（一七九五）から文政七年（一八二四）まで幕領へ支配替えになるもの「取締役」は「取締惣代」と名称を変えて継承され、清水領知復活後は以前にも増して備荒貯蓄策を担う存在として機能したとされる。以上の分析より、山崎氏は全国の「取締役」制を三類型に分類し、関東や畿内・近国が含まれる類型の「取締役」制は領主支配政策の展開の中で重要な位置を占めたことを指摘する。

第三章では、「取締役」制創出の経緯・意義を検討する。山崎氏は「取締役」制を天明の飢饉以後の惣代庄屋（郡中惣代）による年貢減免・増徴反対闘争（「御救」要求）に対して、幕府が「御救」要求を有力な地主・豪農層に転化したものと位置づける。また、惣代庄屋制と「取締役」制との構造的差異から、「取締役」は代官との委任関係に規定され、領主制下の官僚制の末端に位置づけられる存在であったとする。その上で、寛政改革では奢侈・市場経済の抑制、小農経営維持のための勘定所役人などを対象とする幕府官僚制の再編が行われたが、これを地方において徹底させるため「取締役」が創出されたと結論づける。

第四章では、社倉政策と中間層との関連を考察する。寛政改革期の社倉政策では、その出資の多くを地域社会において有力な地主・豪農層が担っていたこと、代官所は彼らを「社会見廻役」に任命しその運営を任せ、天保四年（一八三三）に「社会見廻役」は「取締役」を兼任するようになることを指摘する。享保期の備荒貯蓄策と寛政改革期の社倉政策の質的転換を有力な地主・豪農が行っていた村への「合力」を領主側が「御救」へと変換させ、恒常的な「御救」体制の構築

を意図したことにありと見るのである。

第五章では、天保改革において「取締役」が果たした役割を余業人などの取締りを素材として検討する。天保十二年（一八四一）以降、幕府の天保改革は和・泉・播の清水領知にも及び、地域の実情を把握した「取締役」が余業取締りを実現したことを明らかにする。その上で、天保改革を実現する上で「取締役」の役割が大きかったことを指摘し、彼らを政策実現主体として捉える。

第六章では、「取締役」の武士身分への編入について検討する。播磨国加東郡河合中村の三枝家が事例としてあげられ、非常帯刀から常帯刀へと身分的上昇を遂げ、武士身分へ編入される過程を跡付ける。また、その理由として「取締役」として彼らが地域社会に「百姓成立」を保障することを領主が期待したからであるとされる。そして、さらに、三枝家は武士編入後も在村し高を所持し続け、さらに大きい権限を付与され地域経営にあたったことが明らかにされる。

第七章は、終章として、中間層と地域社会の問題が地域的公共性という観点から検討される。ここでは、地域的公共性には各所領の惣代庄屋などが結集の核となった播磨国集会和清水領知での「取締役」制という二つの回路があったとされる。それぞれは、ともに「百姓成立」を志向するものであったが、両者の核となる中間層は前者が小豪農、後者が巨大豪農であったとされる。そして、両者は補完関係にあり、前者が地域的「公」、後者が領主的「公」と捉えられる。明治維新後、「取締役」であった三枝は播磨一国を対象とする地域運営構想を新政府に献策するが、そこには地域的公共性の論理として「百姓成立」が用いられ、これが新政府にも受け入れられたことが指摘され

る。このような近代への展望が述べられて本書は幕を閉じる。

以上、簡単に内容を紹介したが、本書で展開される論点は多岐にわたるため、すべてに言及することができなかつた。また、本書では各章の課題に沿って史料が綿密に分析・整理されている。すでに近世地域史やその関連分野に関心のある方はこの紹介を見るまでもなく本書を手にとられていることと思うが、政治史・経済史などに関心のある方にもご一読をおすすめしたい。この野心的で問題提議に満ち溢れた試みが、読者に多くの刺激を与えることを確信するからである。

(菅屋市立美術館)